

大田市告示第 1 1 5 号

地 籍 調 査 の 実 施 の 告 示

国土調査促進特別措置法（昭和 3 7 年法律第 1 4 3 号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が令和 4 年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

大田市長 楫 野 弘 和

1 調査を実施する者の名称

大田市

2 調査地域

久手⑩、大田⑫、祖式①、久手⑪

3 調査期間

令和 4 年 5 月 2 7 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで